

議 長 日程第5「議案第34号物品購入契約の締結について（令和6年度食料運搬車
両購入（繰越明許））」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号物品購入契約の締結について（令和6年度食料運搬車購入（繰越
明許））。令和6年度食料運搬車購入（繰越明許）について、次のとおり契約
を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度食料運搬車購入（繰越明許）。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。863万3,458円。

4、契約の相手方。神奈川県足柄上郡松田町寄3262番地2、有限会社石井自
動車整備工場 代表取締役 石井義人。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す
る条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたし
ます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第34号物品購入契約の締結について（令和6年度食料運搬車
購入（繰越明許））について、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。物品購入契約書の写し
でございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万を超える動産
の買入れのため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料1の物品購入契約書の受注者の印影
及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りにしてお
ります。

それでは、物品購入契約書について御説明させていただきます。

第1条（総則）でございます。

(1) 品名・数量につきましては、食料運搬車、数量1台。

(2) 契約金額につきましては、863万3,458円。うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額につきましては、78万3,458円。

(3) 契約保証金につきましては、松田町契約規則の規定に基づき免除。

(4) 納期限につきましては、令和8年3月31日まで。

(5) 納入場所につきましては、松田町指定場所となっております。

第2条（検収）では、指定した物品が完成した場合に、仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けること。

第3条（補正又は交換）では、検収の結果不備が見つかった場合の対応。

第4条（納期の延長等）では、やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合の納期の延長の規定、同条第2項では、前項以外の理由による納品の見込みがない場合の契約解除をすることができる規定。

第5条（保証）では、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること、及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納品後1年間の無償修理の保証を規定しています。

第6条は（代金の支払）に関する規定であり、代金の支払は、検収に合格後、請求書を受理した日から30日以内に支払う旨規定しております。

第7条（本契約としての成立）は、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となる旨を規定し、「松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする」の条文に従いまして、御議決賜った際にはこの契約を本契約とさせていただく予定でございます。

第8条（補則）「この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとする」としています。

この契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月21日付で、発注者、受注者のそれぞれ記名、押印をしたもので

ございます。

1枚おめくりいただき、参考資料2を御覧ください。入札経過調書でございます。

予定価格956万8,458円。入札書比較価格870万円。

入札参加者につきましては2者でございました。

入札額が785万円で、この価格は入札書比較価格を下回りますので、第1回入札で有限会社石井自動車整備工場が落札でございます。税込みの落札価格が863万3,458円でございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。仕様明細書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。調達条件につきましては、記載のとおりとなっております。

資料を2枚おめくりください。参考資料4、車両の外観図面を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 9番、井上です。過日の説明ではですね、災害時における食料運搬車を稼働する目的ということでお聞きしました。平時のときにですね、どのようにこの車両についてのお考え、運行等についての対応をされるのか、お伺いをいたします。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えします。調達の目的が、災害時の発生を想定し避難場所に食料を運搬するというのが目的の第一としております。

平時にどのように利用するのかという御質問につきましては、本来、給食運搬車両としての運用ができるものでございますので、幼稚園の給食運搬車なども教育委員会は所有してございます。そちらのほうも購入後16年と大分古くなってございますので、将来的にはその代替にも使えるかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 今、幼稚園への給食の運搬というものは行っているということで、ただ、こ

れをですね、今年度末にこの車両の納入期限ということですので、来年度から今現在使っている寄幼稚園への給食運搬車を廃止をして、この車両に入れ替えるというふうに理解してよろしいのか、また、現在の寄幼稚園への給食の運搬をしている給食数についてはどの程度運搬されているのか、その2点をお伺いをいたします。

教 育 課 長 あくまで今回の購入につきましては災害時を想定したものとなっております。いってみますと、例えば消防自動車と同じような、有事の際の利用を第一義としておるといところでございますので、来年度幼稚園の給食運搬車のほうを廃止ということは、今のところはまだ考えておりません。

2つ目の質問であります幼稚園の給食運搬につきましては、現在、寄幼稚園の園児は5名でございます。職員含めて8食程度というところで運搬をしております。以上でございます。

9 番 井 上 そこで代替するのではないということだと、車両が納車されてからですね、何かほかに動かす目的がなく、ただ単に災害が起きたときの想定で確保をしているだけで、ほかには特に今のところは運用、運行する予定はないというふうに理解してよろしいですか。

教 育 課 長 現在のところ、そういうことでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号物品購入契約の締結について(令和6年度食料運搬車購入(繰越明許))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。休憩中に全員協議会を開催いたします。全協は10時からでよろしいでしょうか。10時10分にしましょう。 (9時51分)